

# 平成29年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成28年12月7日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成28年4月18日最終変更）及び平成28年度国土交通省事後評価実施計画（平成28年4月19日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成29年度予算概算要求に係る評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業について再評価2件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	根本 幸典

<評価の手法等>

別添1

事業名 ( )内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局	
	費用便益分析				
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年平均被害軽減期待額</li> <li>・流況改善効果 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生危険度</li> <li>・地域開発の状況</li> <li>・地域の協力体制 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査メッシュ統計</li> <li>・水害統計等</li> </ul>	水管理・国土保全局

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

## 平成29年度予算概算要求に係る再評価について (平成28年12月現在)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
合 計		0	0	0	0	2	2	2	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

# 再評価結果一覧 (平成28年12月現在)

別添3

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
ハツ場ダム建設事業 関東地方整備局	その他	5,320	28,484	4,508	6.3	<p>・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、事業実施により利根川流域で、最大孤立者数(避難率40%の場合)が約80万人から約72万人に、電力停止による影響人口が約205万人から約189万人に低減されると想定される。(代表8洪水の平均)</p>	<p>・基本計画を変更する事業は、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業に該当するため、再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化                      ・利根川流域では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月、27年9月に浸水被害が発生している。                      ・利根川では、昭和47年から平成28年の間に16回の濁水が発生している。                      ・ハツ場ダムでは、1都4県で約11m<sup>3</sup>/sの暫定豊水水利権を許可している。(開発水量約22m<sup>3</sup>/sの約半分)                      ・利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町の人口や利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の対象市区町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。                      ・ハツ場ダムは、群馬県、藤岡市、埼玉県、東京都、千葉県、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び茨城県の水道用水の供給、並びに群馬県、千葉県の工業用水の供給のための水源施設として位置づけられている。各事業主体では、水道用水については「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、平成21年度から平成26年度に再評価が実施され、工業用水については「工業用水道に係る政策評価実施要領」に基づき、直近では平成26年度に事後評価が実施され、「事業継続」の評価を受けている。                      ・社会経済的要因、現地状況の変化に係る要因等により、事業費の増額(約4,600億円から約5,320億円)が見込まれる。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて                      ・ダム本体建設工事については、本体コンクリート打設が本格化するなど、着実に進捗を図っている。                      ・また、用地については、平成28年4月22日に土地収用法に基づく事業認定が告示された。平成31年度までの事業完了に向け、任意協議と並行して収用手続きも進めている。                      ・平成27年度末までに、事業費約4,013億円を投資、進捗率約75%(事業費ベース)</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について                      ・平成16年度より国、関係自治体、利水者からなる「ハツ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト縮減の達成状況等の協議を行いながら、事業費等の管理を進めている。                      ・平成23年度に実施したハツ場ダムの検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「洪水調節」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」を目的別にダム案(ハツ場ダム)とハツ場ダム以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、総合的な評価の結果としては、コストや時間的な観点から見た実現性等の面から、ダム案(ハツ場ダム)が優位と評価している。                      ・上記評価において、今回の総事業費の変更を考慮したとしても、ダム案(ハツ場ダム)と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、ダム案(ハツ場ダム)が優位との総合的な評価の結果には影響を与えないことを確認した。</p>	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長 泊 宏)		

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳						
長安ロダム改造事業 四国地方整備局	その他	885	1,073	<p>【内訳】 被害防止便益:818億円 流水の正常な機能の維持に関する便益: 234億円 残存価値:22億円</p> <p>【主な根拠】 洪水調節にかかる便益: 年平均浸水軽減戸数:130戸 年平均浸水軽減面積:51ha 流水の正常な機能の維持に関する便益: 流水の正常な機能の維持に関して、長安ロダム改造事業と同等の機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上</p>	901	<p>【内訳】 建設費:795億円 維持管理費:106億円</p>	1.2	<p>・河川整備計画の変更(平成28年11月)を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけられるため、再評価を実施。</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・JR牟岐線、国道等の基幹交通施設があり、徳島県南部から高知県に至る交通の要衝となっている。 ・流域内の阿南市、小松島市、那賀町では、人口は減少傾向にあるものの世帯数は横ばい傾向であり、国内外でトップシェアを誇る企業の工場が存在していることもあり、工業製品の出荷額は近年増加傾向となっている。 ・那賀川水系においては、平成26年8月洪水で基準地点古庄において戦後最大流量を記録し、約764戸の浸水被害が発生。近年においても、治水対策の必要性は変わらない。 ・濁水についても毎年のように取水制限を行っており、特に平成17年には113日間に及ぶ濁水となり、工業被害額が過去最高の68.5億円にのぼっている。平成25年にも取水制限が実施される等、近年においても、利水安全度の向上に向けた取組の必要性は変わらない。 ・当面の貯水池保全対策として堆砂除去を実施しているものの、貯水池内堆砂量は増加しており、当初計画の約3倍の堆砂が進行している。有効貯水容量を適正に確保するためには大きな課題であることから、効果的・効率的な堆砂対策が必要である。 ・学識者等からなる「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」において、堆砂除去土砂運搬設備(ベルトコンベア)による長期的な堆砂対策手法等について検討を行い、当該対策を那賀川水系河川整備計画に位置づけた。</p> <p>②事業の進捗状況、事業の進捗の見込みについて ・事業費は約885億円、工期は平成40年度の見通しである。 ・平成28年3月末時点で事業費約275億円を投資しており、進捗率約31%(事業費ベース)。 ・平成28年度については、主に洪水吐新設、減勢工改造等を継続実施する。 ・関係機関及び地元住民等との協力体制の構築に努めるとともに、引き続き協力体制を維持しつつ、治水・利水効果発現は平成30年度末、一部施設(選択取水設備)は平成31年度完成に向けて事業の推進に努める。 ・今後、長期的堆砂対策について実施。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・選択取水設備の構造型式等、設計段階においてコスト縮減を図っており、施工段階である現在においても、地域との連携や環境に配慮し、掘削土砂の有効活用をする等、更なるコスト縮減に努める。 ・長期的な堆砂対策においても新技術、新工法の採用による工事コストの縮減に加えて、施設の長寿命化や維持管理費を考慮した構造の採用等、総コストの縮減に努めていくこととする。 ・那賀川水系においては、背後地の状況や河川管理上の特性を考慮したうえで、河道への配分流量を最大限に設定していること、また、新たな洪水調節施設の設定には流域内における十分な合意形成が必要であることから、洪水調節を行うにあたっては、既存施設の有効活用を図ることが河川整備基本方針に位置づけられている。また、整備計画では全川にわたる堤防整備には長期間を要することを踏まえ、長安ロダムの改造事業を優先的に実施することとしている。 ・長安ロダムの改造計画については、既設ゲート改造案(クレスト切欠)、新設ゲート設置案(クレスト新設)、トンネル洪水吐案について比較検討を行い、技術的な実現性、経済性等の観点から現計画案(新設ゲート設置案)を採用している。</p>	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長 泊 宏)	